入 札 説 明 書

１　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1)　契約細則第３条第１項の規定に該当しない者であること。

(2)　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(3)　公立大学法人福島県立医科大学建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成２１年１０月２９日理事長制定）第２条、第３条第１項から第３項まで及び第８条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

(4)　福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成１９年３月３０日付け１８財第６３４２号総務部長依命通達）第２条、第３条第１項から第３項まで及び第６条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

(5)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあっては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成１４年６月１７日付け１４監第８１３号土木部長通知)により資格の再認定を受けた者であること。

(6)　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

(7)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に該当しない者であること。

２　入札参加手続等

(1)　入札参加者は、入札公告、入札説明書、設計図等を熟知し、また、暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

(2)　その他

ア　提出書類の差替え又は再提出は認めない。

イ　提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

ウ　提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

３　開札等に関する事項

(1)　落札候補者決定及び公表について

①　開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者名及び無効または失格の事由を発表する。

②　予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札したもの(最低制限価格を下回る入札をしたものを除く。）から２番目までの者を落札候補者とし、公表する。なお、落札決定は保留し、落札候補者のうち第１順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

③　同じ価格をもって入札した者が２以上あるときは、くじにより順位を決定する。

なお、当該くじは、別紙１「郵便入札におけるくじ」の方法により行う。

(2)　入札結果の公表及び方法について

ア　入札結果の公表は、契約日から１週間以内に行う。

イ　公表は、福島県立医科大学ホームページにおいて行う。

4　入札参加資格要件等の審査に関する事項

(1)　落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに第１順位の落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

(2)　落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、入札参加資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して３日以内に条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書(実施要領様式第５号)に当該書類を添えて提出しなければならない。

(3)　入札参加不適格の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札資格不適格通知書（実施要領様式第６号）により通知する。

(4)　入札参加不適格理由の請求

ア　入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

イ　アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して３日以内に書面により提出しなければならない。

ウ　イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して６日以内に書面により回答するものとする。

(5)　落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

5　労務費ダンピング調査について

労務費ダンピング調査における内容については、以下のとおりとする。

(1)　実施内容

発注者は、落札候補者から提出された見積内訳書に記載されている直接工事費が、「一定水準」以上であるか確認する。

なお、本調査により、契約締結の効力が無効になることはない。

(2)　一定水準の考え方

労務費ダンピング調査における「一定水準」は以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、「中央公契連モデルの係数（0.97）」とする。なお、建築工事における直接工事費には、土木工事では現場管理費として計上される項目が含まれているため、土木工事との均衡を図る観点から、当該相当額（α※）を控除した係数（0.97）を乗じることとする。

※　α＝0.1　又は　0.2（以下を参考に設定）

一般工事：0.1

昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事：0.2

(3)　理由の確認と建設Ｇメンへの通報

見積内訳書に記載されている直接工事費が一定水準を下回る場合、当該落札候補者に様式第８号

により理由の提出を求める。提出された理由が合理性を欠く場合、発注者から様式第９号により注意喚起・警告を行ったうえで契約を締結するとともに、国土交通省が設置する建設Ｇメンへ通報する。

６　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約を締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の１００分の３に相当する額を納めなければならない。

(2)　契約保証金

落札者は契約金額の１００分の１０以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款（平成８年３月 29 日付け財第 175 号総務部長依命通達。以下「約款」という。）第４条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

また、請負代金額が５００万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。

ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が５００万円以上となるときは、この限りではなく、総合評価方式適用工事の場合で落札金額が調査基準価格を下回った場合には、請負代金額が５００万円に達しないときであっても、契約保証金の納付の免除は行わない。

おって、落札者は「契約の保証について（別紙２）」により契約の保証を付すこととする。

７　入札の無効等

(1)　１の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

ア　入札書等を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、かつ、入札公告で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送されなかった入札書

イ　入札公告に示す指定日以外の日に到着した入札書（郵便事故によって指定日以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）

ウ　入札公告で示した提出先以外に到着した入札書（郵便事故によって提出先以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）

エ　外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど開札前に入札参加者が特定できない入札書

オ　中封筒 、入札書等の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない入札書

カ　同一の入札参加者が２通以上提出した入札書

キ　中封筒に入っていない入札書

ク　虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書

ケ　入札公告、入札説明書において示した入札条件に違反して入札した入札書

コ　入札参加資格のない者が入札した入札書

サ　鉛筆書きによる入札書

シ　金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書

ス　あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載の無い入札書も含む。）

セ　日付がない又は公告日若しくは通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
ソ　工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが記載されていない入札書
タ　工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが入札公告又は指名通知書と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
チ　入札執行者が求めた入札書等の全部または一部を提出しない者が入札した入札書
ツ　入札書等の工事価格が一致しない入札書
テ　入札書等が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書
ト　材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金及び安全衛生経費の記載がない見積内訳書とともに提出された入札書
ナ　談合の事実が確認された場合の入札書
ニ　談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた入札書
ヌ　提出期限内に入札参加資格確認書類及び総合評価方式の場合には技術提案書の内容の確認に必要な書類等を提出しない者の入札書

(2)　次のいずれかに該当する入札書は、失格とする。
ア　最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札書
イ　低入札価格調査制度（施工体制事前提出方式を含む。）が適用されている場合において、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書

８　契約の方法等

(1)　契約の確定

契約は、公立大学法人福島県立医科大学会計規程（平成１８年４月１日基本規定第１５号。以下「会計規程」という。）第２０条に基づき契約書を作成する契約であり、契約細則第３６条に定める契約書に甲及び乙が記名押印したときに確定する。

(2)　契約書は、約款を準用する。なお、約款第３条による請負代金内訳書を提出すること。また、次のとおり特約条項を設ける。

特約条項

第１　受注者は、約款第４条第１項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が５００万円以上となった場合は、この限りではない。

（注　この特約条項は、落札額が５００万円未満の場合に特約することとし、５００万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第２以下の各条項を１条繰り上げること。）

第２　約款第３８条第１項ただし書きの表中、請負代金額２，０００万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は３回（中間前金払をする場合は２回）とする。

第３　約款第４条第３項及び第６項中の「１０分の１」とあるのは、「１０分の３」と読み替える。

２　約款第３５条第１項中の「１０分の４」とあるのは「１０分の２」と読み替え、同条第７項中の「１０分の４」とあるのは「１０分の２」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替え、同条第８項中の「１０分の５」とあるのは「１０分の３」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替え、同条第９項中の「１０分の５」とあるのは「１０分の３」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替える。

３　この工事においては、建設業法第２６条第１項又は第２項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者２名を配置すること。 なお、当該工事が建設業法第２６条第３項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、２名とも専

任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。(建設業法施行令第２７条第２項の適用は認めない。)

(注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。)

第４ 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第１０条第２項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第５ 約款第３７条に次のただし書を加える。

ただし、平成２８年４月１日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(3) 契約書において、以下に定める場合については次のとおり特記事項を設ける。

ア 工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合。

イ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成１２年法律第１０４条）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合。

特記事項

第１ 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

第２ 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成１２年法律第１０４号)第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

(4) 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(5) 工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を順守すること。

９ その他

(1) 書類は原則としてＡ４判とすること。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては､工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行うことがある。

(3) 経営事項審査について

建設業法第２７条の２３及び建設業法施行規則(昭和２４年建設省令第１４号)第１８条の２の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。(契約金額が５００万円(建築工事にあっては１，５００万円)以上のものに限る。)

(4) 配置予定の技術者について

ア　複数の工事に同一の技術者を配置技術者として応札する場合

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

イ　他の建設工事の配置技術者を当該工事の配置技術者として応札する場合

建設業法第２６条第３項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、開札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の専任を要する期間が当該工事の専任を要する期間と重複していなければ配置予定技術者とすることができる。ただし、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

ウ　総合評価方式適用工事の場合、配置予定技術者の変更は工場製作を含む工事を除き原則として認めない。配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書を提出しなければならない。ただし、変更しようとする技術者が、技術提案書に記載した技術者以上の総合評価加算点を獲得できる技術者の場合には、変更を認める。

エ　配置技術者の兼務

建設業法施行令第２７条第２項の規定が適用される、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、工事現場の相互の間隔が１０ｋｍ程度以内の近接した場所において施工されるものについて、専任の主任技術者による兼務を認める。

このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を５，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。

また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が４，５００万円（建築一式工事の場合は９，０００万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない（建設業法第２６条第３項ただし書きに該当する場合を除く。）。

オ　建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の（ア）～（ク）の要件を全て満たさなければならない。

（ア）建設業法第２６条第３項第２号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（イ）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（ウ）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（エ）同一の専任特例２号の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。

（オ）専任特例２号の監理技術者が兼務できる工事は同一建設事務所管内の工事でなければならない。

（カ）専任特例２号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（キ）専任特例２号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（ク）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

カ　配置技術者の専任期間

建設業法第２６条第３項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、配置技術者を専任で配置すべき期間は契約工期が基本になるが、次の期間については工事現場への専任は要さない。

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

キ　配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札候補者を辞退せずに落札者を決定した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び要綱に基づく入札参加資格制限を行うことがある。

ク　直接的かつ恒常的な雇用関係

配置予定技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、当該技術者が専任である必要がある場合（請負金額が建築工事にあっては９，０００万円以上。それ以外は４，５００万円以上。）には、さらに開札日以前に３か月以上の雇用関係にあることが必要である。

ケ　監理技術者等の途中交代

建設業法第２６条第２項及び第３項に定める監理技術者等を配置した工事において、途中で監理技術者等を交代させる場合、交代前の者と同等以上の技術力を有する者を配置することを前提に、一般的な交代の条件（監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職の場合、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合など）に加え、建設現場における働き方改革等の観点から、交代の必要性に係る具体的な内容について、書面により受発注者間で協議のうえ合意したものに限り認めるものとする。

(5)　スライド条項に基づく請負代金額の変更

ア　全体スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第２６条第１項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が２箇月以上あり、かつ発注者

又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、約款第２６条第１項の請求があった日から起算して１４日以内に監督員が確認する。

イ　単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第２６条第５項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が２箇月以上あり（ただし、防護柵設置工事等工期が２箇月未満の工事についてはこの限りではない。）、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

ウ　インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第２６条第６項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が２箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(6)　不可抗力による損害の負担

約款第３０条第３項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条４項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、１回の損害額が当初の請負代金額の１００分の１に満たないものは損害額に含めないものとする。

(7)　単価適用日変更に伴う特例措置

約款第５９条の規定に基づき、当初契約締結日時点における直近の単価表を適用した積算に基づく契約に変更するため請負代金額の変更の協議を請求することができる。

(8)　建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労働者を休養させるよう配慮すること。

(9)　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約権者等に対して、その旨を工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報通知書及び当該事象の状況の把握のため必要な情報と合わせて通知すること。

（別添）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

３　役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関係を有している。

４　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

５　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

（別紙１）

郵便入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、最低価格又は第２番目以下において同額の入札参加者が複数あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

１．入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（０００～９９９）を記入する。

なお、記入がない場合などは、有資格コードの下３桁の数値が記載されたものとみなす。

２．くじの手順

⑴ 有資格者コードの小さい者から順にくじ番号（０、１、２…）を付与する。

⑵ 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

⑶ 上記⑵の計算結果による余りと一致した上記⑴のくじ番号の入札参加者を最上位とする。

⑷ 最上位のくじ番号に１を足したくじ番号の入札参加者を２順位とする。

この場合において、最上位のくじ番号に１を足したくじ番号が存在しない場合には、０のくじ番号の入札参加者を２順位とする。

⑸ ３順位以下は⑷の規定に準じて順位を決定する。

（例）入札参加者３名が同額入札の場合

⑴ 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

杉妻建設　（有資格者コード　１００９８００２１）……　くじ番号　０
福島建設　（有資格者コード　１００９８０１４２）……　くじ番号　１
福島組　　（有資格者コード　１００９８２２９３）……　くじ番号　２

⑵ くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

杉妻建設　（くじの数　０７２）　　合計（０７２＋１２３＋４５２＝６４７）
福島建設　（くじの数　１２３）
福島組　　（くじの数　４５２）　　余り（６４７÷３＝２１５…余り２）

⑶ 順位の決定

最上位は、余りの２と一致するくじ番号である福島組
２順位は、２＋１＝３のくじ番号が存在しないので、くじ番号０の杉妻建設
（３順位は、０＋１＝１と一致するくじ番号である福島建設）

（別紙２）

契約の保証について

１　落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下の⑴から⑸のいずれかの書面を提出又は提示しなければならない。

なお、⑶から⑸については、当該保険証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保険証券を提出したものとみなす。

⑴ 契約保証金に係る契約保証金領収書等の提示

ア　金融機関に契約保証金に相当する金額を振り込んだ場合には、金融機関が発行する受取書その他の払込を確認できる書類を提示すること。

イ　請負契約の変更により、契約保証金額が変更される場合には、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）の指示に従うこと。

ウ　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第２３４条の２第２項の規定を準用して、法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ　請負者は、法人へ工事目的物を引き渡した後、契約保証金の払渡を求める旨の請求をすること。

⑵ 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

ア　契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及びその担保価額は、次のいずれかに限るものとする。

㋐ 福島県債証券	額面金額
㋑ 国債証券	額面金額の１０分の８
㋒ 地方債証券（福島県債証券を除く。）	額面全額の１０分の８

イ　保管有価証券領収書は、法人に契約保証金の金額に相当する担保価額の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ウ　上記アの有価証券が記名証券の場合は、その払込の際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

エ　請負契約の変更により、契約保証金額が変更される場合には、法人の指示に従うこと。

オ　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第２３４条の２第２項の規定を準用して、法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

カ　請負者は、法人へ工事目的物を引き渡した後、有価証券及び添付書類の払渡を求める旨の請求をすること。

⑶ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

ア　債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。

イ　保証書のあて名の欄には、「公立大学法人福島県立医科大学理事長　鈴木弘行」と記載するように申し込むこと。
ウ　保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
エ　保証書上の保証に係る工事の名称の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
オ　保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
カ　保証期間は、工期を含むものとすること。
キ　保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後６か月以上確保されるものとすること。
ク　請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱については、法人の指示に従うこと。
ケ　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第２３４条の２第２項の規定を準用して法人に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
コ　請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、法人へ工事目的物を引き渡した後に、法人から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

⑷ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

ア　公共工事履行保証証券とは、保険会社が保険金額を限度として債務の履行を保証することを約した証券をいう。
イ　公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「公立大学法人福島県立医科大学理事長　鈴木弘行」と記載するように申し込むこと。
ウ　証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
エ　保証金額は、請負代金額の１００分の１０の金額以上とすること。
オ　保証期間は、工期を含むものとすること。
カ　請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱については、法人の指示に従うこと。
キ　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第２３４条の２第２項の規定を準用して法人に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑸ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

ア　履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
イ　履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
ウ　保険証券の宛名の欄には、「公立大学法人福島県立医科大学理事長　鈴木弘行」と記載するように申し込むこと。
エ　証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
オ　保険金額は、請負金額の１００分の１０の金額以上とすること。
カ　保険期間は、工期を含むものとすること。
キ　請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱については、法人の指示に従うこと。
ク　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第２３４条の２第２項の規定を準用して法人に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

２　１の規定にかかわらず、落札額が 500 万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。ただし、契約締結後、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が 500 万円以上となるときには、約款第４条に規定する契約の保証を付すものとし、この場合は１の規定を準用する。

（公立大学法人福島県立医科大学条件付一般競争入札用）

入　札　書

※１

金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壱

円也

工　事　名
工 事 番 号
工 事 箇 所
く じ の 数　　※２

上記のとおり入札いたします。
年　　月　　日

※３　住　　所
商号又は名称
代 表 者 名　　印

※４　（押印を省略する場合のみ余白に記載）
本件責任者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）
本件事務担当者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）

公立大学法人福島県立医科大学
理事長　鈴木弘行　　様

（※１）アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「￥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。
（※２）同額入札による「くじ」に使用する。０００～９９９までの３桁の任意の値を記入すること。１桁や２桁の数字を記入する場合は０１２のように空欄に０を記載すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、福島県の有資格者コードの下３桁の数値が記載されたものとみなす。
（※３）入札等の権限を委任された者（支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。）が入札する場合には、当該委任者の住所、名称等を記載し、押印すること。
（※４）※３において押印を省略する場合のみ余白に記載すること。

公立大学法人福島県立医科大学条件付一般競争入札（見積内訳書様式）

見　積　内　訳　書

工　　事　　名	
工　　事　　番　　号	
商　号　又　は　名　称	

費目・工種・種別・細別など	数　量	単　位	単　価	金　　額	備　　考

※　見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

※　設計図書の工事費内訳書に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

※　材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金及び安全衛生経費の記載がない場合、入札が無効となることに注意すること。

記載例

見　積　内　訳　書

工　事　名	○○工事
工　事　番　号	第○○号
商　号　又　は　名　称	○○建設株式会社

費目・工種・種別・細別など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
（例）本工事費					
改築改修工事					
塗装改修工事	1.0	棟		2,161,000	
仮設工事	1.0	式		325,000	
ブラケット工事	250.0	㎡	950	327,500	金抜き設計書における各工種の数量が確認できるレベルまで記載すること。（（数量×単価）で記載できるレベルまで記載すること。） 仮設工事1.0式や塗装工事1.0式では工法や数量が確認できないため、この内訳まで記載する必要がある。 なお、これ以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求めることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。
養生シート張	250.0	延㎡	350	87,500	
塗装工事	1.0	式		1,785,000	
錆落とし素地調整	850.0	㎡	700	595,000	
錆止め塗り	850.0	㎡	700	595,000	
△△塗装	850.0	㎡	700	595,000	
左官工事	1.0	式		51,000	
左官工	68.0	m	750	51,000	
A 棟補修工事	1.0	棟		584,240	
外壁改修工事				584,240	
仮設工	1.0	式		246,500	
枠組足場	170.0	架㎡	1,450	246,500	
外壁補修	1.0	式		30,240	
施工数量調整	252.0	㎡		0	
クラック補修工	2.0	m	1,800	3,600	
左官工事				255,000	

左官工	170.0	㎡		255,000	
塗装工				52,500	
▼▼塗装工	50.0	m		52,500	
直接工事費				2,745,240	
うち材料費	1.0	式		○○○○	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に分けて計上すること。 なお、値引き等は記載しない。
うち労務費	1.0	式		○○○○	
共通仮設費	1.0	式		99,813	
純工事費（直接工事費+共通仮設費）				2,845,053	
現場管理費	1.0	式		430,849	
うち法定福利費の事業主負担額	1.0	式		○○○○	
うち建退共制度の掛金	1.0	式		○○○○	
工事原価（純工事費+現場管理費）				3,275,902	
一般管理費	1.0	式		33,048	
工事価格（工事原価+一般管理費）				3,308,950	工事価格は入札書の金額と一致させること。
うち安全衛生経費	1.0	式		○○○○	

※　見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。
※　設計図書の工事費内訳書に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。
※　材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金及び安全衛生経費の記載がない場合、入札が無効となることに注意すること。

様式第２号（第６条関係）

条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

年　　月　　日

公立大学法人
　福島県立医科大学　理事長　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　□
電話番号
（作成担当者　　）

工事番号：
工事名称：
下記事項について、質問しますので、回答願います。

質問番号	質　問　事　項

様式第３号（第６条関係）

条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

年　　月　　日

公立大学法人
福島県立医科大学　理事長　印

工事番号：
工事名称：
下記事項について、質問がありましたので、回答します。

質問番号	質　　問　　事　　項

質問番号	回　　答

様式第５号（第１９条関係）

条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書

年　　月　　日

公立大学法人
　福島県立医科大学　理事長　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　□
電話番号
（作成担当者　　）

年　　月　　日付けで公告のありました下記の工事に係る入札参加資格の確認に必要な書類について、下記のとおり送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

工　事　番　号	
工　事　名	
送付する書類の件名	

様式第７号（第２１条関係）

条件付一般競争入札参加資格不適格通知に対する

理由説明請求書

年　　月　　日

公立大学法人
　福島県立医科大学　理事長　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　□
電話番号
（作成担当者　　）

工 事 番 号	第　　号
工　事　名	
理 由 の 説 明 を 求 め る 理 由	

工事　条件付一般競争入札

様式第８号

年　　月　　日

公立大学法人
福島県立医科大学　理事長　様

住　　所
商号又は名称
代　表　者
電 話 番 号
（作成担当者　　）

年　　月　　日に執行した下記案件の入札について、当該労務費で入札した理由は、次のとおりです。

記

１　工事番号
工 事 名

２　理　　由

様式第９号

年　　月　　日

商号又は名称
代表者氏名　　様

公立大学法人福島県立医科大学理事長

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

下記の工事における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

記

工事番号	第　　号
工 事 名	
指摘事項	
要請事項	